

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和5年5月18日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和5年4月11日（火） 13時30分～14時00分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 松田政策推進課長、渋谷政策推進課主席主幹 〔政策推進会議メンバー〕 村山総合行政部長、豊島総務部長、松永市長公室長、 尾崎人事課長、川幡財政課長、 〔関係部課〕 細田都市整備部長、今野教育政策部長、青木新複合施設建設推進 室長、滝田都市計画課長、土崎生涯学習課長、園原都市計画課副 課長、福永都市計画課主査  (計14人)
欠席者職氏名	(計 0人)
説明員職氏名	渋谷政策推進課主席主幹  (計 1人)
議 題	公の施設の管理方針<第12次改訂版>（案）について
結 果	案について修正等を反映のうえ、庁議に付議することとなった。
事務局職員職氏名	中森政策推進課主席主幹、小高政策推進課主査
その他必要事項	

## 会議内容の記録（会議経過、結論等）

### 1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

### 2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

＜公の施設の管理方針＜第12次改訂版＞（案）について＞

- ・渋谷政策推進課主席主幹より、公の施設の管理方針＜第12次改訂版＞について概要を説明後、審議を行った。

### ○概要説明

令和5年度をもって指定期間が終了する施設は、次の7施設である。

- ・市民体育館
- ・夜間照明施設
- ・武道館
- ・志木駅前自転車駐車場
- ・志木駅東口地下駐車場
- ・柳瀬川駅前自転車駐車場
- ・八ヶ岳自然の家

このうち、次の3施設については、「2. 随意指定の理由」に基づき施設の安定的、効率的な運営を確保するため、これまでに実績のある事業者に随意指定できるよう管理方針の修正を図りたい。

- ・市民体育館
- ・夜間照明施設
- ・武道館

市民体育館については、新複合施設に機能を移転、武道館については、新複合施設運営開始後に廃止とすることから、新複合施設が整備されるまでは、老朽化した施設の安定的、効率的な運営を確保するため、これまでに実績のある現事業者に随意指定とするものである。

また、夜間照明施設については、施設の管理運営に当たり、受付事務等を市民体育館で一元管理していることに加え、市民体育館と一体的に管理することで運営の効率化や柔軟な人員配置、サービス水準の向上が期待できることから、これまでに実績のある現事業者に随意指定とするものである。

なお、指定期間は新たに指定管理者制度を導入する新複合施設の運営開始となる令和8年度までとするものである。

そのほかの4施設については公の施設の管理方針の原則に測り、指定管理者を

公募する。

関係部課：武道館については、秋ヶ瀬スポーツセンターに機能移転する案があるが、一方で、新複合施設の運営開始後に廃止を予定している。有利な起債の活用にあたって、武道館を廃止した後に、秋ヶ瀬スポーツセンターに機能を移転することは問題ないか。

担当部課：問題ない。

メンバー：武道館の廃止については決定事項か。

担当部課：志木市民会館及び志木市民体育館再整備基本計画でも廃止と位置づけており、基本計画策定に向けた市議会特別委員会でも説明している。

メンバー：市民体育館等の随意指定について、引き続き民間事業者に随意指定として問題ないか。

担当部課：随意指定理由については、公の施設の管理方針の「施設の在り方について検討中の施設や建替え・複合化等の施設整備を近く実施することとしている施設」として整理している。

担当部課：夜間照明施設については、今後、新複合施設の管理者とするのか、別の管理者とするのか検討する必要がある。

担当部課：選定替えとなる施設のおおまかなスケジュールを示したので、関係所属においては、詳細な日程等は調整のうえ、選定を進めてもらいたい。

メンバー：導入経過一覧の記載内容を現状と合わせて見直した方が良いのでは。

担当部課：「3 導入経過・計画」との整合性を確認のうえ、修正する。

メンバー：随意指定する施設は、「公の施設の管理方針<第12次改訂版>（案）」を庁議に付議して決定するというのでよいか。

担当部課：お見込みのとおり。

## ○結論

修正等を反映のうえ、案のとおり庁議に付議することとなった。

## 3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。